

神道政治連盟国会議員懇談会勉強会 次第

日時：平成28年3月9日（水）午後4時

会場：自由民主党本部901号室

司会：城内実（神政連国議懇事務局次長）

一、開会挨拶 中曽根 弘文（神政連国議懇会長代行）

一、挨拶 長曾我部 延昭（神道政治連盟会長）

一、提言 西 修 氏（駒澤大学名誉教授）

（30分）

演題「なぜいま憲法改正が必要なのか

～主に比較憲法の視点から～」

一、質疑応答

【西修先生 御略歴】

法学者。富山県出身。駒澤大学名誉教授、政治学博士、法学博士。専門は憲法・比較憲法学。駒澤大学法学部教授を平成23年3月に退任。第一次・第二次安倍内閣諮問機関安保法制懇委員を務めた。現在は「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会（通称「民間憲法臨調」）運営委員長を務め、平成26年10月1日に設立した「美しい日本の憲法をつくる国民の会」代表発起人に就任している。

平成28年3月9日
神道政治連盟国会議員懇談会勉強会

なぜいま憲法改正が必要なのか―主に比較憲法的視点から

駒澤大学名誉教授 西 修

はじめに

1. 異常な成立経緯

- (1) 占領政策のなかで
- (2) 連合軍総司令部、極東委員会という外部勢力の関与
- (3) 民政局でオリジナル・ドラフトを起草した8人に面談して
- (4) 前文のコピペ *表1

2. 比較憲法上の位置づけ

- (1) 各国憲法の制定年（～1940年代）と改正の実際 *表2
- (2) 平和条項の態様と採用国数 *表3
- (3) 1990年以降2015年までに制定された各国憲法（103か国）の動向 *表4

3. 安全保障法制について

*産経新聞平成28年2月24日付「正論」拙稿

4. 私の「日本国憲法の家」

*図参照

5. 憲法改正のおもな論点

- (1) 憲法前文 「国のかたち」の理念
- (2) 天皇条項 天皇の地位（「元首」の明記）等

(3) 憲法9条

・日本共産党の帝国議会における代表演説（『官報号外 昭和21年8月25日 衆議院議事速記録第35号』より）

「現在ノ日本ニ取ツテ是（現行第9条）ハ一個ノ空文ニ過ギナイ、政治的ニ経済的ニ殆ド無力ニ近イ日本ガ、国際平和ノ為ニ何ガ一体出来ヤウカ、此ノヤウナ日本ヲ世界ノ何処ノ国ガ相手ニスルデアラウカ、我々ハ此ノヤウナ平和主義ノ空文ヲ弄スル代リニ、今日ノ日本ニ取ツテ相応シイ、又実質的ナ態度ヲ執ルベキデアルト考ヘルデアリマス、ソレハドウ云フコトカト言ヘバ、如何ナル国際紛争ニモ日本ハ絶対ニ参加シナイト云フコトデア
ル、・・・要スルニ当憲法第二章ハ、我ガ国ノ自衛権ヲ抛棄シテ民族ノ独立ヲ危クスル危険ガアル、ソレ故ニ我ガ党ハ民族独立ノ為ニ此ノ憲法ニ反対シナケレバナラナイ、・・・我々ハ当憲法ガ可決サレタ後ニ於テモ、将来当憲法ノ修正ニ付テ努力スルノ権利ヲ保留シテ、私ノ反対演説ヲ終ル次第デアリマス」

(4) 国家緊急事態対処条項

(5) 家族条項

(6) 環境権

(7) 憲法96条 改正手続きの緩和

(8) 政教分離

(9) 財政の均衡化

(10) 憲法59条2項 決められる政治のために

6. 憲法改正に向けて

- ・安倍首相の意気込み「私の首相在任中に」
- ・衆参両院における憲法審査会の動向 論点の絞り込み
- ・国民の側からの要求

おわりに

参考文献 拙著『いちばんよくわかる！憲法第9条』（海竜社、2015年）

『憲法改正の論点』（文春新書、2013年）

『図説 日本国憲法の誕生（第2刷）』（河出書房新社、2015年）

『日本国憲法を考える』（文春新書、1999年）

日本国憲法前文に取り入れられたとみられる歴史的諸文書との比較表

	日本国憲法・前文
<p>①アメリカ合衆国憲法 「われらとわれらの子孫のために自由のもたらす恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のために、この憲法を制定し、確定する。」</p>	<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、<u>①われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも②国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</u></p>
<p>②リンカーンの演説 「人民の、人民による、人民のための政治」</p>	<p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、<u>③平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。④われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。⑤われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</u></p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p>
<p>③マッカーサー・ノート 「日本は、その防衛と保護を、いまや世界を動かしつつある崇高な理念にゆだねる。」</p>	<p><u>⑥日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</u></p>
<p>④テヘラン宣言 「われらは、その国民が、われら三国国民と同じく、専従と隷属、圧迫と偏狭を排除しようと努めている、大小すべての国家の協力と積極的参加を得ようと努める。」</p>	
<p>⑤大西洋憲章 「すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されて、その生命を全うすることを保証するような平和が確立されることを希望する。」</p>	
<p>⑥アメリカ独立宣言 「われらは、相互にわれらの生命、財産及びわれらの神聖な名誉にかけ、神の摂理の保護に強く信頼して、この宣言を擁護することを誓う。」</p>	

(出典 西修著「図説 日本国憲法の誕生」 2011年刊)

各国憲法の制定年（～1940年代）と改正の実際

国名	制定年	改正の実際
アメリカ	1787年	1992年5月までに18回、27か条の追補
ノルウェー	1814年	頻繁（400回以上とも、近年改正、2012年、14年（大改正）、15年）
ベルギー	1831年	頻繁（96年3月－12年7月までに29回改正）
ルクセンブルク	1868年	09年3月までに34回改正
オーストラリア	1901年	1977年5月までに8回改正
メキシコ	1917年	15年7月まで225回改正
オーストリア	1920年	頻繁（近年改正12年〈5回〉、13年〈4回〉）
リヒテンシュタイン	1921年	03年3月までに25回改正
ラトビア	1922年	13年までに12回改正
レバノン	1926年	04年9月までに11回改正
アイルランド	1937年	15年5月までに29回改正
アイスランド	1944年	02年までに7回改正
インドネシア	1945年	1959年に復活、02年8月までに4回改正（のべ71か条）
日本	1946年	無改正
中華民国	1947年	05年6月までに7回改正（うち1回は無効判決）
イタリア	1947年	12年4月までに20回改正（のべ49か条）
ドイツ	1949年	15年1月までに60回改正（のべ201か条）
コスタリカ	1949年	03年7月までに54回改正（のべ83か条）
インド	1949年	15年8月までに100回改正

参 考

*フランス（1958） 2008年7月までに24回改正。08年7月の改正は全条文の約半分の47か条におよぶ大幅なもの。

*スイス憲法は、2000年1月1日に新憲法が施行されたが、14年12月までに27回改正。旧憲法は1874年に制定、1999年までに約140回改正。

*フィンランドは2000年3月1日に新憲法が施行されたが、11年末までに7回改正。

*日本国憲法は、世界の成典化憲法保有189か国中、古い方から14番目、無改正。

非成典化憲法国 イギリス、ニュージーランド、サウジアラビア、イスラエル、リビア、サンマリノ、バチカンの7カ国。

平和条項の態様と採用国数

2015年10月末日更新

(駒澤大学名誉教授 西 修)

- ① 和政策の推進（平和を国家目標に設定している国などを含む） アルバニア、インドネシア、インドなど
- ② 国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む） アルゼンチン、ハンガリー、ポルトガルなど
- ③ 内政不干渉 ブラジル、中国、エチオピアなど
- ④ 非同盟政策 アンゴラ、モザンビーク、ナミビアなど
- ⑤ 中立政策 オーストリア、スイス、マルタなど
- ⑥ 軍縮 バングラデシュ、カーボベルデ、東チモールなど
- ⑦ 国際組織への参加ないし国家権力の一部委譲 デンマーク、フランス、ドイツなど
- ⑧ 国際紛争の平和的解決 アルジェリア、エクアドル、ニカラグアなど
- ⑨ 侵略戦争の否認 フランス、ドイツ、韓国など
- ⑩ テロ行為の排除 スペイン、ブラジル、チリなど
- ⑪ 国際紛争を解決する手段としての戦争放棄 アゼルバイジャン、エクアドル、イタリア、日本
- ⑫ 国家政策を遂行する手段としての戦争放棄 フィリピン
- ⑬ 外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置 ベルギー、モンゴル、フィリピンなど。
- ⑭ 核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除 カンボジア、コロンビア、パラオなど
- ⑮（自衛以外の）軍隊の不保持 コスタリカ、パナマ
- ⑯ 軍隊の行動に対する規制（シブリアンコントロールを含む） パプア・ニューギニア、南アフリカ、ネパールなど
- ⑰ 戦争の宣伝（煽動）行為の禁止 クロアチア、リトアニア、タジキスタンなど

* 1項目でも規定のある成典化憲法国 189カ国中159カ国（84.1%）

1990年2月（ナミビア）以降、2015年9月（ネパール）までに新しく制定された各国憲法（103か国）の動向（態様）—新しい権利、平和主義・国家非常事態対処条項等を中心に

2015年12月末日更新

（駒澤大学名誉教授 西 修）

- (1) 環境の権利・義務・保護 ネパール、フィジー、パラグアイなど92か国（89.3%）
- (2) プライバシーの権利 ポーランド、ブルガリア、ウクライナなど86か国（83.5%）
- (3) 知る権利 アルバニア、マダガスカル、ボリビアなど58か国（56.3%）
- (4) 家族の保護 カンボジア、タイ、ブータンなど88か国（85.4%）
- (5) 政党 モロッコ、アルジェリア、アルゼンチンなど92か国（89.3%）
- (6) 国民投票（憲法改正を含まず） スイス、フィンランド、エクアドルなど71か国（68.9%）
- (7) 平和主義 東チモール、コソボ、アフガニスタンなど101か国（98.1%）
- (8) 憲法裁判所 ルーマニア、モンゴル、スロベニアなど65か国（63.1%）
- (9) 国家非常事態対処 スイス、ロシア、フィンランドなど103か国（100%）

*多くの国に国防・兵役の義務規定あり。

野党は真の「安全保障観」を持って

正論



駒沢大学名誉教授 西修

生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険のある場合において、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること」という新3要件を基礎にしている。

政府の最大の任務は、国の平和と国民の安全を保全することにある。憲法もその任務を担うのは当たり前だ。それが、立憲主義の前提である。憲法が国の平和と国民の安全を保持できないとすれば、憲法の名に値しない。

いわゆる限定的な集団的自衛権であるが、憲法がこのような自衛権の行使を禁止しているとは読み取れない。政府は従来、「必要最小限度の自衛権の行使」を肯定してきており、その「必要最小限度」の範囲に、限定的な集団的自衛権を当てはめたにすぎない。憲法解釈の根幹にかかわる解釈の変更とは思われない。

民主党と維新の党は、安全保障関連法の廃止法案提出の前日、領域警備法案、周辺事態法改正案、および国連平和維持活動(PK O)法改正案を共同で提出した。しかし、例えば領域警備法案にあって、あらかじめ領域警備区域を指定するなど、戦略的に危惧があることは否めず、また周辺事態法改正案では、限定的であっても一切の集団的自衛権を認めないなど、真にわが国の安全保障にふさわしいか、基本的な問題点がある。改めて今国会で議論すべき内容になっていこうとは思われない。

北朝鮮の弾道ミサイル発射に際して、日米のイージス艦が連携を密にして活動している折に、米国のイージス艦が武力攻撃を受けたら、要請に応じ、わが国のイージス艦が米国のイージス艦の防衛に当たるべきは、当然である。「集団的自衛権の行使に当たるからできない」ということは許されないだろう。政府の最大の任務は、国の平和と国民の安全を保全することにある。憲法もその任務を担うのは当たり前だ。それが、立憲主義の前提である。憲法が国の平和と国民の安全を保持できないとすれば、憲法の名に値しない。

野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。

野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。

野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。

野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。

野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。野党は真の「安全保障観」を持って、わが国の安全を確保し、国民の安全を確保することを目指す。

●将来を見つめつつ日本国憲法を考える●

